

調査済
証番号

罹災証明申請書

八王子 市長

年 月 日

罹災証明書の交付に必要な次の項目を記載してください。なお、罹災証明書の被害区分の判定を行うにあたり、固定資産課税台帳等に記載された建物の所在・地番、床面積、構造、図面といった情報を利用する場合があります。

申請者 (世帯主)	住 所
	電話番号
	(現在の連絡先)
	電話番号
	(ふりがな) 氏 名
	生年月日

被災住家の 世帯構成員	氏 名	続柄	生年月日	備考
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	

窓口に来られた方 (申請者と同じ場合は記入不要。 世帯構成員以外の方の場合は、 別途委任状(裏面)の記載も必要です。)	住 所
	電話番号
	(ふりがな) 氏 名
	申請者との関係： ↑ ☐ 世帯構成員 ☐ 世帯構成員以外のため裏面委任状記載済み

罹災原因	年 月 日の による
------	------------

被災住家※の 所在地 (申請者住所と同じ場合は 記入不要)	
--	--

※住家とは、現実に住居(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のことをいいます(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)。

住家の被害	☐ 浸水被害 (☐ 床上 ☐ 床下) ☐ その他被害(以下に記入)
-------	---

写真による 被害区分の 判定(※)	☐ 希望する(写真を添付) ※写真判定の説明は、裏面参照。 ☐ 希望しない
-------------------------	---

罹災証明書の 使用目的	
----------------	--

【裏面】

◎窓口に来られた方が申請者・世帯構成員以外の場合は、次の委任状の記載が必要です。

委 任 状	
八王子市長	年 月 日
住所	
氏名	に本申請に係る証明書の申請・受領について委任します。
委任者	住所
	氏名
	
※自署の場合は、押印不要です	

◎写真による被害区分の判定について

※ 下記の場合には、現地調査を省略し、写真により被害区分を判定することが可能です。写真による判定を希望する場合は、「希望する」欄にチェックをしてください。

- ・地震による被害を受けた住家の写真から「全壊」と判定できる場合
- ・水害による被害を受けた住家の写真から浸水深が確認できる場合
- ・申請者の合意に基づく自己判定方式による一部損壊の判定を行う場合

「全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、準半壊に至らない(一部損壊)」の6つの被害区分のうち、「準半壊に至らない(一部損壊)」の判定となります)

※ 添付された写真から被害の程度が判断できない場合には、必要に応じて現地調査を行うことがあります。
写真による被害区分の判定を希望しない場合は、写真の添付は必須ではありません。

〈市確認欄〉 以下には市担当者以外記入しないでください。

本人確認欄	☐ マイナンバーカード ☐ 運転免許証 ☐ 保険証 ☐ 在留カード ☐ 職員による聴聞 ☐ その他()		
備考		受付担当者	